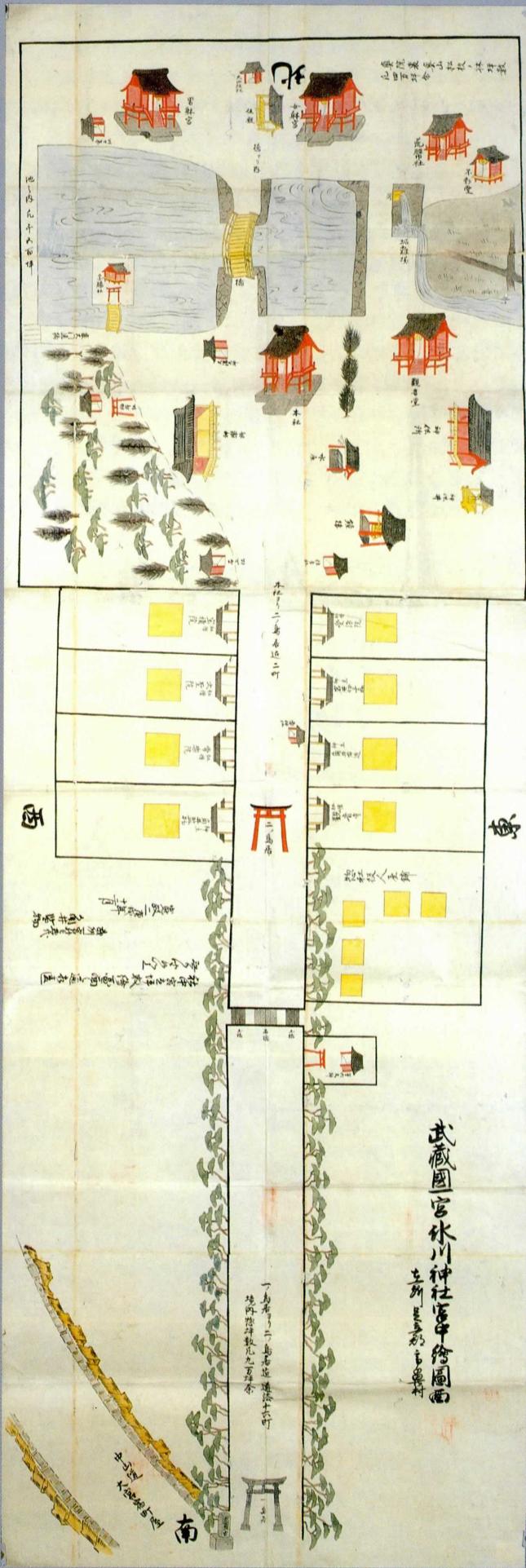


北足立地方の文書 I

—西角井家文書—

一九九四年六月二十五日(土)～九月四日(日)



開催にあたって

埼玉県立文書館は、昭和44年の開館以来、「郷土の文書・記録並びに公文書の収集・保存」を図りながら、一方ではこれらの資料を鋭意整理して、利用・公開に供してまいりました。その一環として「文書にみる村のくらし」、「村絵図」、「さいたまの文書—近世—」などさまざまなテーマで、年に3回ほどの収蔵文書展等を開催しています。

さて、今年度の展示からは、新しい試みとして本館に収蔵されている文書を地域別に紹介することにいたしました。今回は、その第1回として「北足立地方の文書I—西角井家文書—」を取り上げました。西角井家は、申し上げるまでもなく江戸時代より武藏一宮氷川神社の神主職を世襲した古い由緒をもつ家です。文書の収蔵点数も約1万点にのぼり、西角井家個人にかかわるものもありますが、その性格上、多くは氷川神社の歴史や社領支配の実態を伝える神社文書で占められ充実した内容をもっています。とくに神社を維持するための富突興行や氷川講などに関する資料は、他家にはない興味深い文書群と言えます。

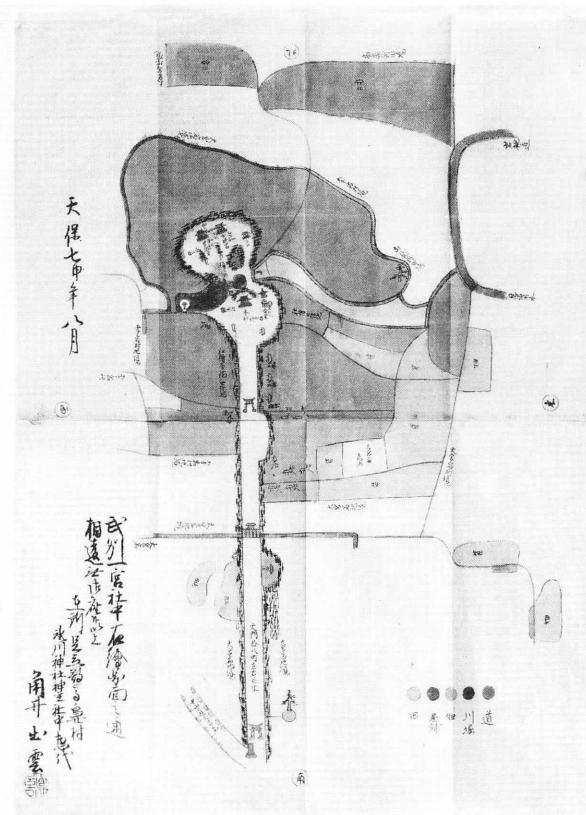
今回の展示は、膨大な西角井家文書のほんの一部を紹介したにすぎませんが、普段なじみの薄い神社文書について、この機会に多少なりとも親しんでいただければ幸いです。

最後にこの文書展を開催するにあたり、所蔵者である西角井正文氏の深い御理解と御協力をいただきました。末筆ながら厚くお礼を申し上げる次第です。

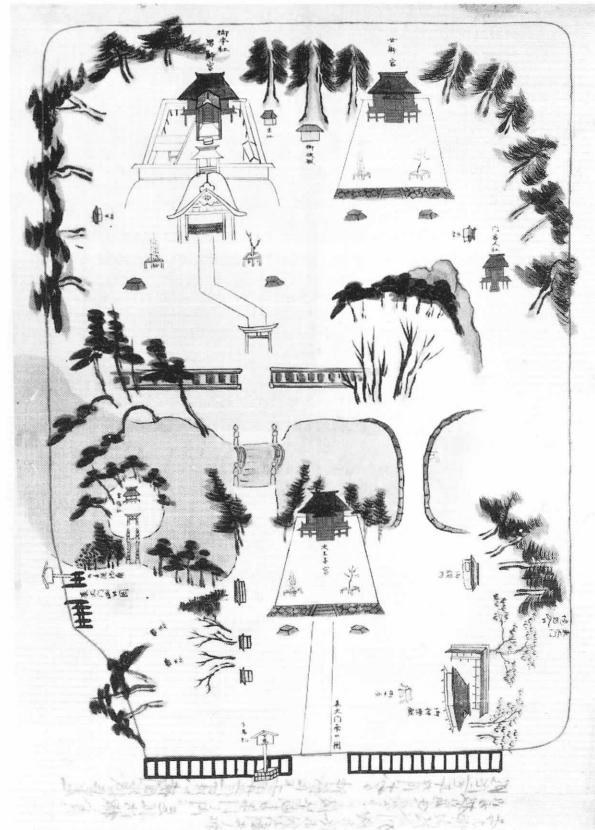
平成6年6月 埼玉県立文書館長

〈表紙〉

1 寛政2 武藏国一宮氷川神社宮中絵図面 11130



2 天保7 武州一宮社中絵図面 4824



3 明治2 氷川神社三宮絵図 4826

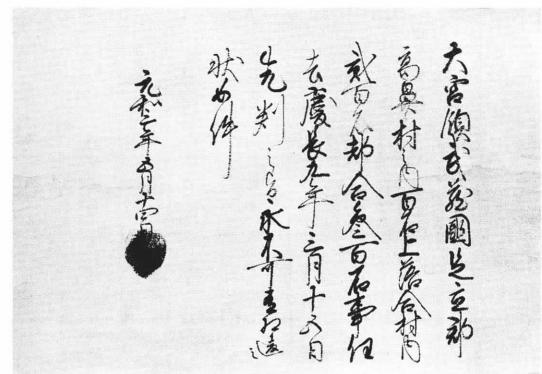
1 氷川神社の由緒と社格

氷川神社は、縁起類によると孝昭天皇のころの創建と伝えられるが、はっきりした年代については不明である。ただ延喜年中（901～923）に編さんされた『延喜式神名帳』に「氷川神社、名神大、月次、新嘗」と記載され、武蔵国では唯一の大社であったことがわかる。祭神については、氷川神社の長い歴史の中でかなりの変せんがあるが、現在は須佐之男命・奇稻田姫命・大己貴命の三座を祀っている。

このように氷川神社は武蔵国で格別の社格を有していたことにより、武蔵国一宮の呼称が使用され、江戸時代になると幕府により、300石の朱印地を与えられている。

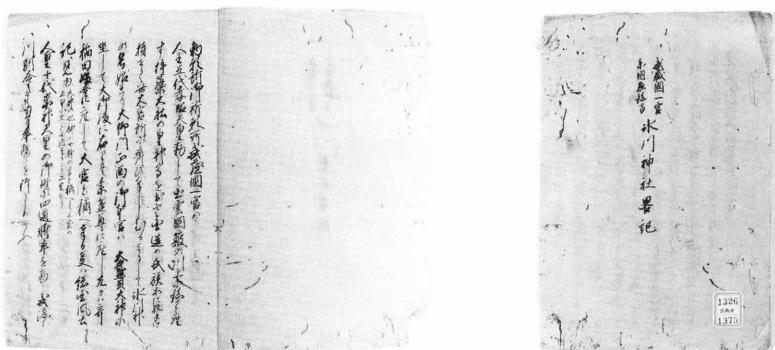
また、この「武蔵一宮」の神を勧請し、氷川神社を地域の神とした同一名の神社は周辺に多数分布している。『新編武蔵国風土記稿』によれば武蔵国内だけでも280社余りに及び、おおむね元荒川を東限とし、多摩川を西限とする両河川に挟まれた地域にほとんどが所在し、氷川神社信仰圏のおおよその範囲を知ることができる。明治以降の氷川神社は、元年に勅祭社、4年には官幣大社となり、官選の神官が任命されるようになった。また政府の庇護のもとに神域の拡張や社殿の修復、参道、敷石などの整備が盛んに行われた。とくに昭和9年（1934）から15年にいたる社殿の造営は大規模なもので、現在みられる神社の景観はこの時期に整備されたものである。

そして、昭和21年の国家神道の廃止にともない、氷川神社は從来の社家を中心となって再び祭祀を司る（現在は東角井家）ようになり、神社のさまざまな行事や祭礼を通じて参詣者の信仰を集め、今日にいたっている。



7 元和3 德川秀忠朱印状 6001

西角井家は、氷川神社の朱印状をはじめ、1030通にのぼる大量の朱印状を所有している。これらは明治初年に西角井忠正氏（現当主正文氏の4代の祖）により一括購入されたものであるが、ほとんどは切断されたり墨で抹消されたりしている。本朱印状も当初は、上下に分断されていたが近年裏打補修が施された。



6 安政5 氷川神社略記 1375



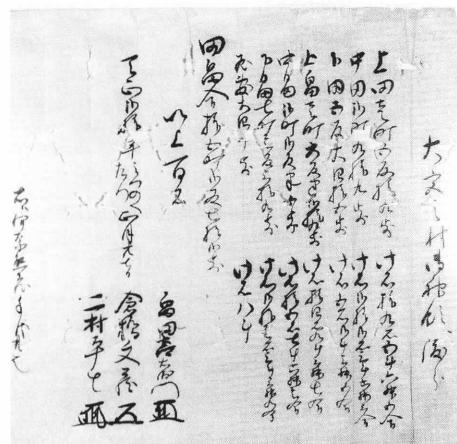
5 天保13 武蔵國一宮氷川神社由緒書（葵御紋使用二付）1967

2 社領の経営

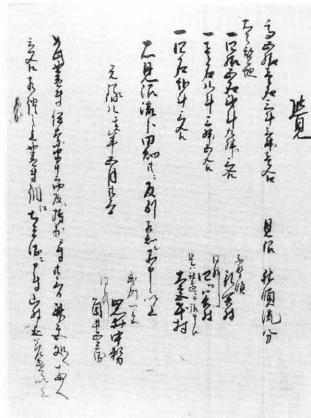
氷川神社の社領は、江戸時代以前においては、史料が少なく詳細は不明であるが、足利氏や岩付太田氏、後北条氏などの武家の尊崇を受け、数多くの社領安堵が出されている。

徳川家康は、関東入国にともない天正19年（1591）11月、氷川神社に高鼻村（大宮市）の内、高100石の朱印地を寄進し、さらに慶長9年（1604）3月には上落合村（与野市）の内、200石が追加寄進され社領は都合300石となった。この石高は、幕末までほとんど変更はなかったが承応2年（1653）の見沼溜井造成による水没や、享保19年（1734）の新田開発などにより社領の替地が行われ、幕末の社領は上落合村192石、高鼻村51石の2カ村のほかに、小村田村（与野市）21石、新聞村（浦和市）33石、四ツ谷村（浦和市）1石の5カ村となつた。

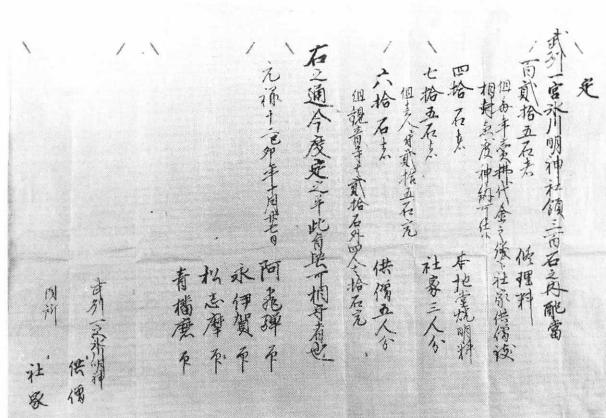
社領300石の配当は、元禄12年（1699）では御修復料125石、燈明料40石、内倉・角井・岩井の3社家に各25石、そして残りを観音寺などの社僧に配分している。この区分は、延宝7年（1679）の氷川内記の追放や寺坊の廃絶などにより変化しているが、元禄期以降、基本的にはこの配分で幕末まで維持された。



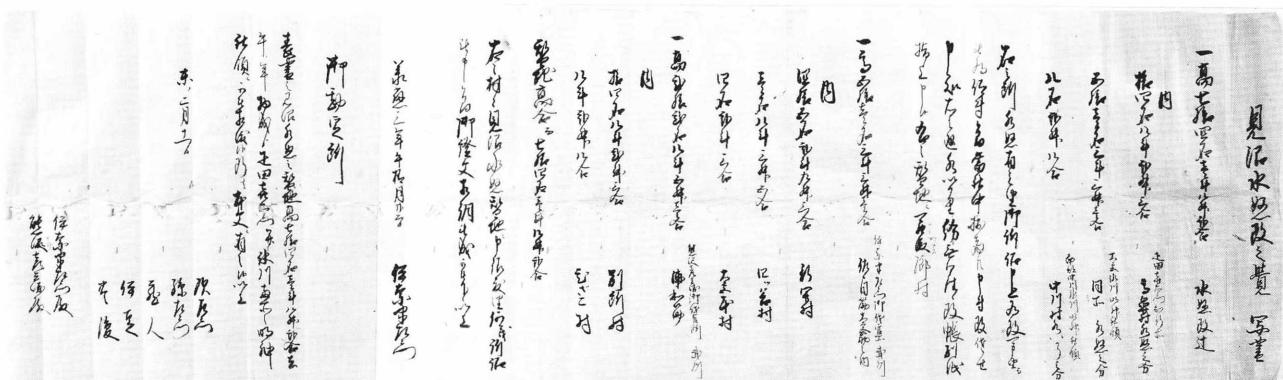
11 天正20 社領打渡状写
(大宮之御神領へ渡候分) 4010



13 元禄8 覚(見沼社領流分)3928



14 元禄12 社領三百石配当定書写 1385



12 承応3 見沼水怒改之覚写 4746

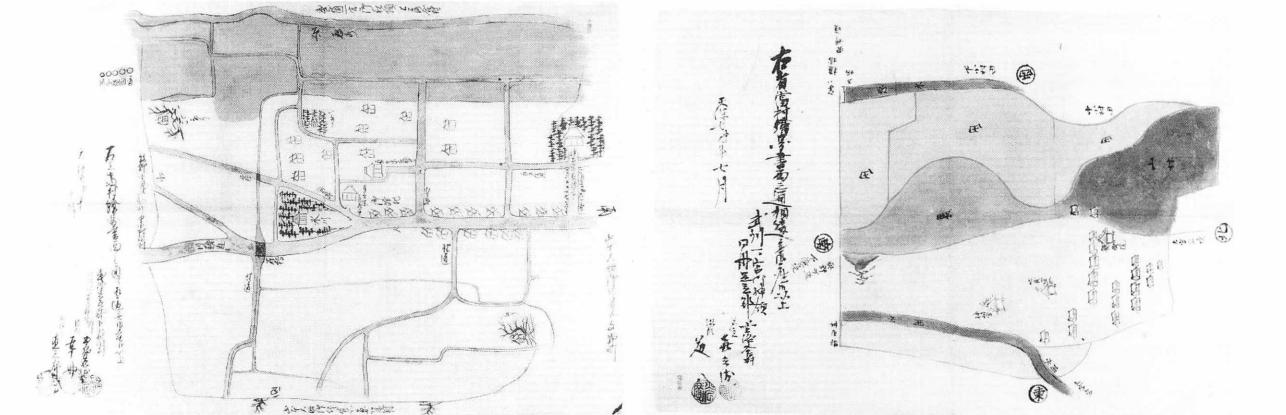


23 天保11 議定証文之事（村方取締役二付）4971



16 寛政4 武藏国一宮御社領上落合村宗門人別改帳 305

20 天保9 差出書上帳（上落合村）5198



17 天保7 下小村田村絵図 5223

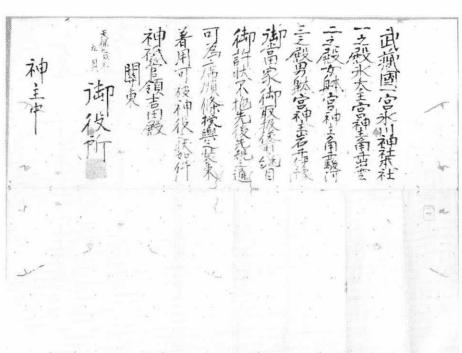
18 天保7 上落合村絵図 5224

3 神職と西角井家

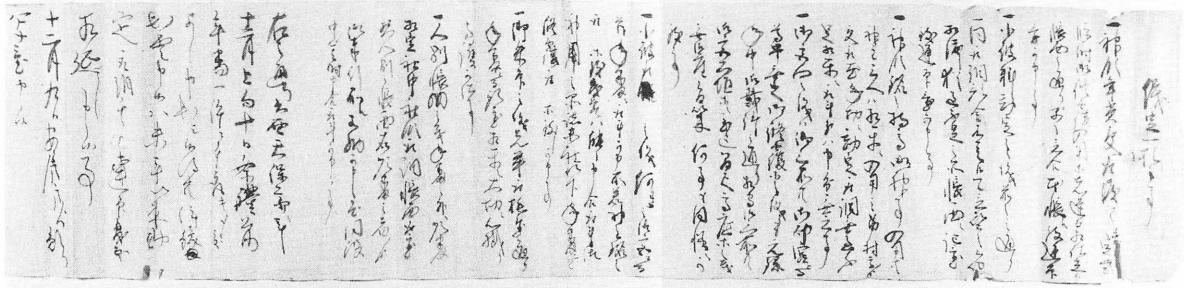
氷川神社は、『延喜式神名帳』では一座と記されている。その後、いつのころかは不明であるが、複数の祭神を祀り、それぞれの祭司により主祭されるようになった。

江戸時代初期の社家は、男体社の祭祀を司る岩井家、女体社の角井家、金杉家、内倉家、門客人社の金杉家と四社・四神主家で構成されていた。このうち金杉家は、氷川に改姓した氷川内記により京都吉田家の権威を背景に簗王子社を本社とするよう画策したり、社僧八坊のうち五坊を破却するなどして権勢を振るったが、延宝7年に紀伊徳川家鷹場内の捕鳥を理由に改易され、それとともに門客人社も社格を下げられた。

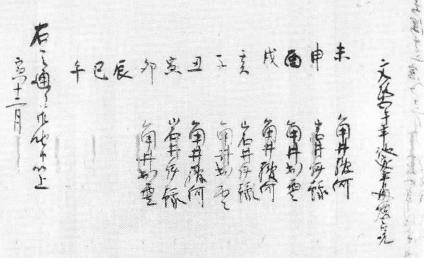
以後の氷川神社の祭祀は、元禄12年の寺社奉行裁許により三社・三神主を同格とし、祭祀は年番に主祭することなどが定められた。その後、宝永4年（1707）5月内倉修理の病死により内倉家は断絶となり、角井采女の叔父角井五兵衛重臣が同家の神主職である簗王子社を継ぎ、明治になって、采女の系統を東角井家、五兵衛の系統を西角井家と称することとなつた。



27 天保9 氷川神社神主継目許状 6984

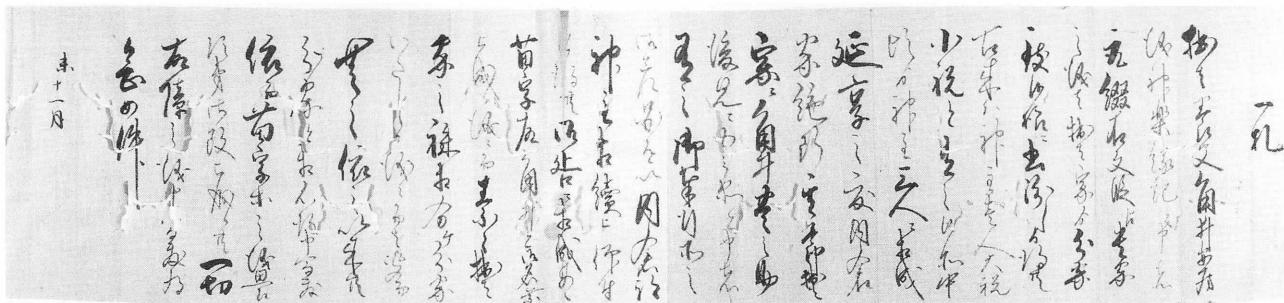


26 天保2 儀定一札之事写（年番一件二付取極）4280



28 天保13 文政五年儀定年番順之覚 4315

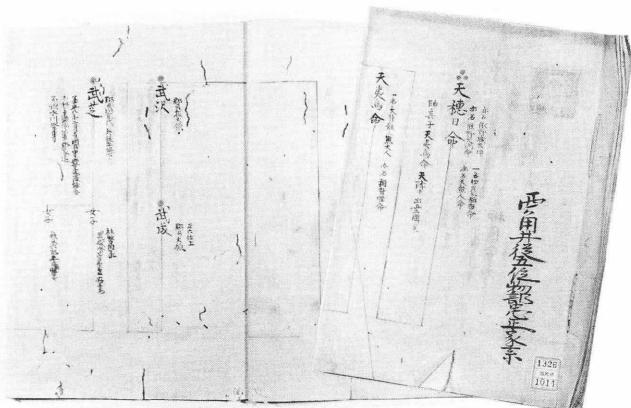
元禄12年の寺社奉行裁許状により、祭祀は年番に支配することが定められたが、三神主の座順や年番順をめぐって、その後も幾度か争われ、その度に年番を確認する覚が作成された。



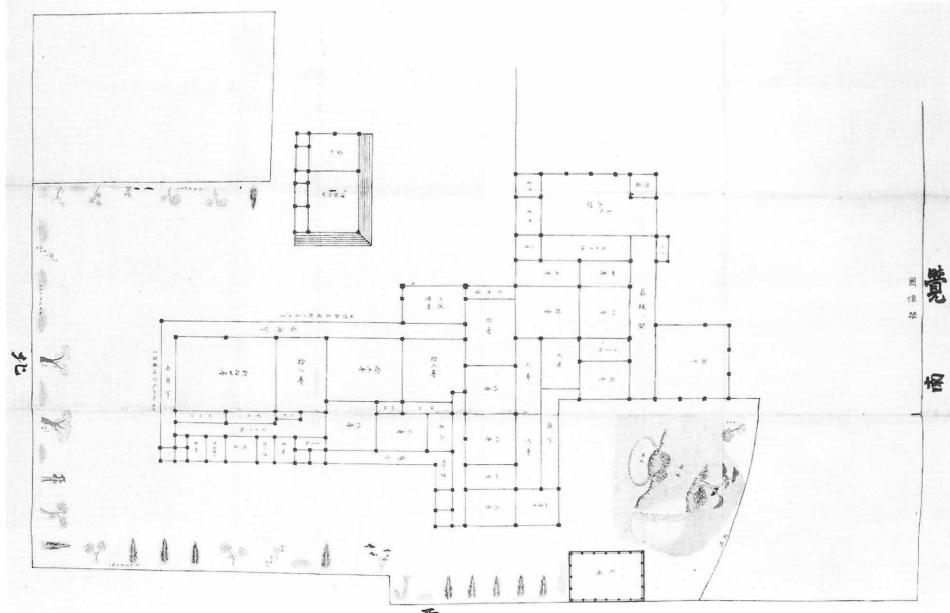
32 一札（角井家由緒書二付）4524



24 延宝7 覚（三神之社格并氷川内記改易ニ付裁許状写）3236



33 西角井從五位物部忠正家系 1014



34 明治2 一宮境内西角井屋敷図 4823

4 祭 礼

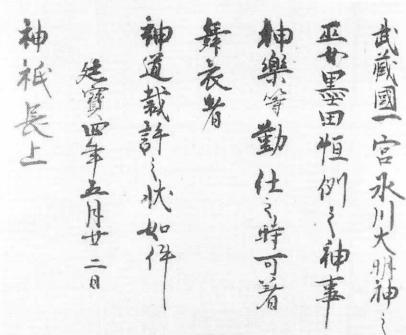
氷川神社の祭礼並びに年中行事は、時期により異同があるが、江戸中期の記録をみると大祭礼が5回、小祭礼が11回あり、その他を含めると毎日のように神事がおこなわれている。

大祭礼は6月15日の「橋上御幸之祭」、9月9日の「重陽之祭」、同月19日の「中之祭」、同月29日の「弟之祭」、12月10日の「大湯祭」である。このうち「橋上御幸之祭」は、現在8月に行われ1日は例大祭、2日は御幸祭と呼ばれ市内最大の祭りとして受け継がれている。また「大湯祭」は、「火劍祭」とも呼ばれ、簾王子社の祭礼である。この名は、簾王子社の前に湯釜を据え、この湯で参拝者を清めたことに由来すると伝える。

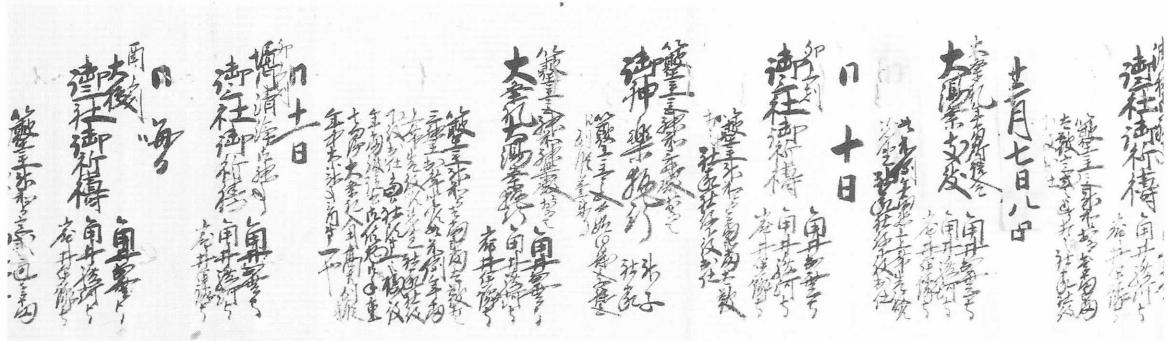
この祭礼は現在でも「十日まち」として参道の両側に店が並び、賑わいをみせている。西角井家文書には、祭祀・祭礼に関する文書が多数所蔵されており、江戸期の祭礼の様相をよく知ることができる。



37 氷川神社 40 年中記録 1479
祈禱札 4806



35 延宝4 神道裁許状 2328

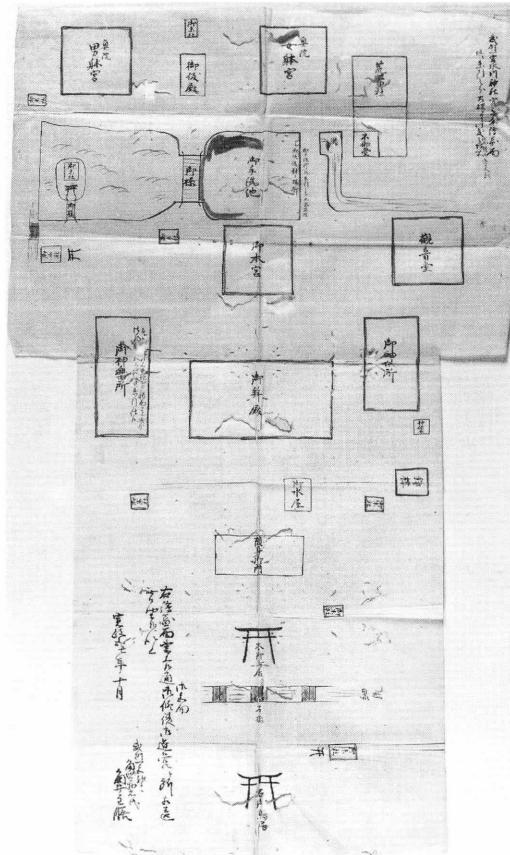


39 天保5 氷川神社年中行事書上 1646

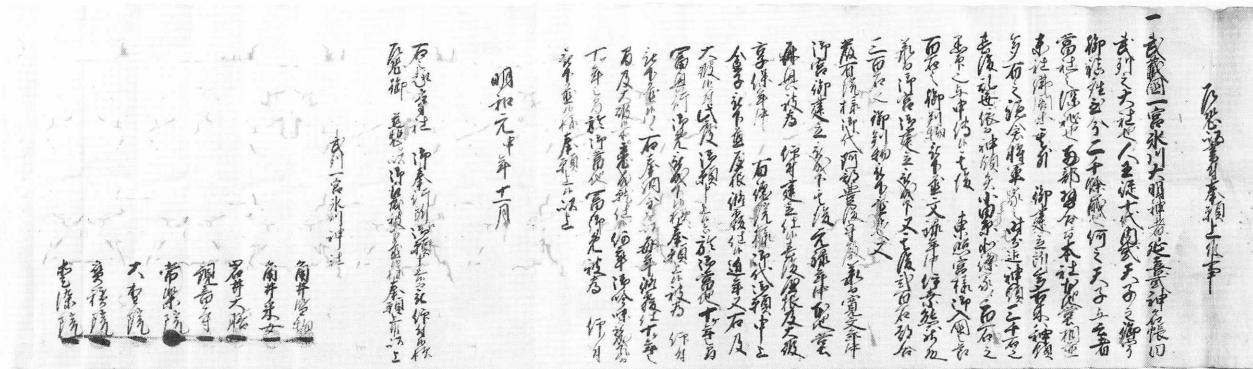
5 造営修復と富突興行

江戸幕府は、その初期において有力寺社の造営修復については、小修理を除き幕府がみずから行なっていた。氷川神社は、「氷川大宮略記」などの記録によると、文禄5年（1596）に徳川家康が願主となつて社殿の造営を行い、さらに寛文7年（1667）には社殿修理、そして元禄14年（1701）には本地堂の再建が幕府の手により行われていた。しかし、財政が窮乏しはじめた享保年間（1716～1736）になると、財政節減のため幕府による修復は廃止された。このため氷川神社をはじめ有力寺社では、以後の修復は独自の財政負担により実施しなければならず、その費用捻出のため幕府に富突興行の許可を得て、その利益を充てることとした。

氷川神社の富突興行は、明和元年（1764）に三社家と一寺四院により富突興行願書が幕府に提出されているのが現在確認できる初期の記録である。西角井家文書に残る富突興行関係資料は、文化文政期に頻繁に行われ、「富突仕法書」や江戸で行われた「興行場所絵図」、「富突道具明細書上」など、かなり豊富に残されている。文政8年（1825）の文書によると2・5・8・11月の年4回、江戸深川の法乗院で行われ、1回あたり約290両あまりの収益をあげている。これらの興行は氷川神社の有力な財源となったが富突興行は次第に取り締まりが厳しくなり、天保13年（1842）には全面的に禁止され社殿の修復についても、それ以降困難を極めた。



42 寛政5 境内絵図（修復造営箇書上）4827



41 明和元 富突興行願書（屋根替ニ付十ヶ年間富興行御免願）2580

氷川神社の富突興行は、現存する文書の中で明和元年の「富突興行願書」がもっとも古い。これによると、第5代將軍徳川綱吉の建立した本地堂の屋根修復につき、10カ年にわたって興行による利益を充てたい旨、幕府に願い出ている。



43 文政 8 御奉行所江差上候書付之覚（富突） 29



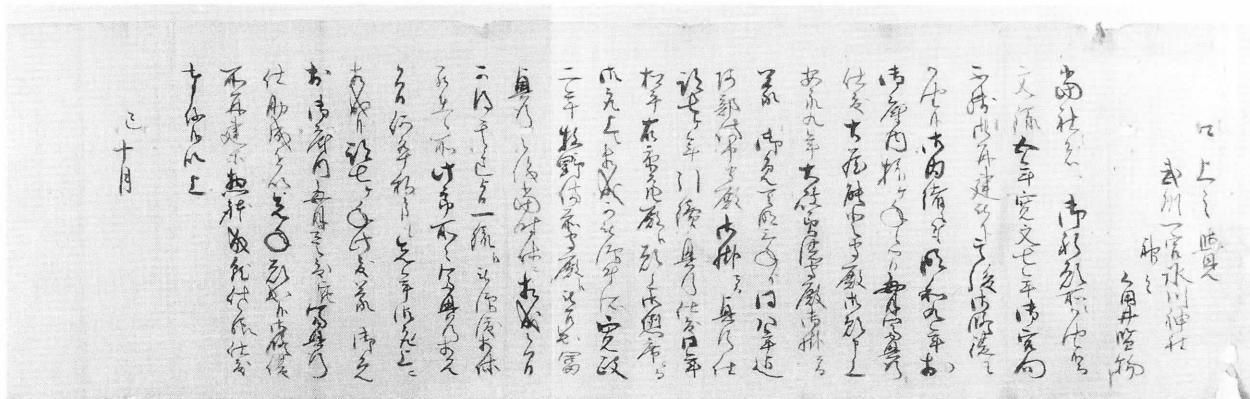
49 覚（富突道具明細書上）2687



47 覚（富當り番号）91



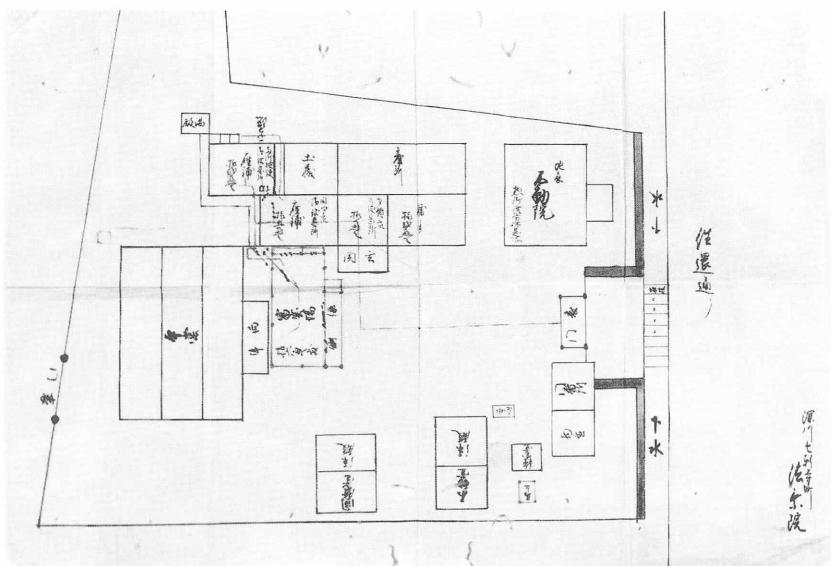
52 富札 4806



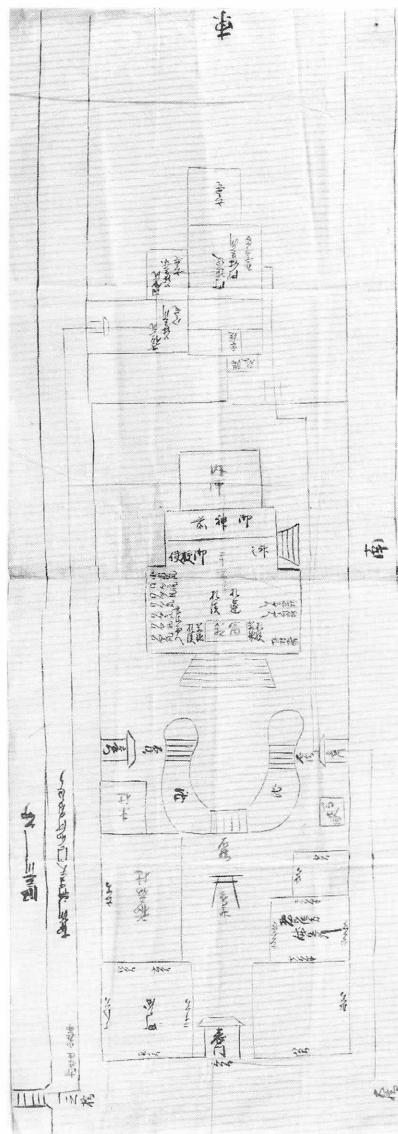
48 口上之覚（修復助成富興行七ヶ年延長願）2589



45 文政10 以書付奉窺候（富興行場所替二付）2705



53 [文政10] 深川法乗院富突興行場所絵図 8167



54 [文政10] 本所弁財天富突興行執行場所絵図 8166



56 武藏国一宮敷石石垣再建立之図 4830

6 氷川講（太々神樂講）

江戸時代になると、各地で伊勢講や熊野講など神仏を祀り、参詣するための講が組織され、庶民の信仰を集めましたが、氷川神社でも社家が中心となって氷川講が結成され、各地の村々の名主や有力者に御礼を配布し、五穀豊饒・商売繁盛・家内安全などの諸祈願をおこなった。

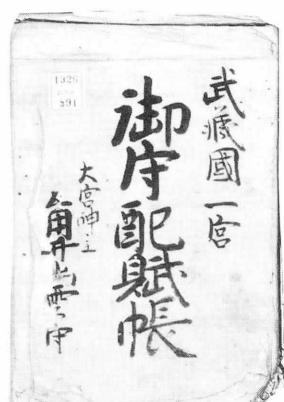
こうした氷川講には、講員が太々神樂を奉納したり、「一萬度御祓太麻」を受ける御祓講などがあった。氷川神社では、宝暦年間（1751～1764）に盛んであったが一時中断し、寛政年間（1789～1801）に角井監物によって再興され、明治初年まで盛んに行われた。とくに、毎年3月15日に行われる永代太々祭をはさむ2～4月は、武藏一円の講員が参拝に集まり、境内は賑わいを見せた。とくに、富突興行が禁止された天保以降は、神社にとって講の存在は有利な財源ともなった。



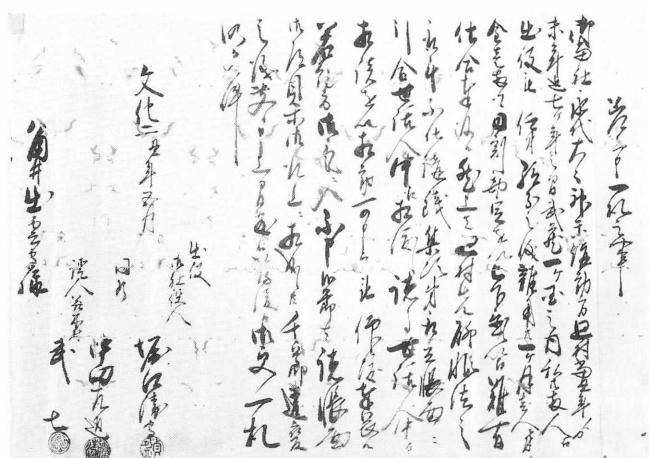
61 天保11 奉願上口上覺（子供手踊興行願）1710



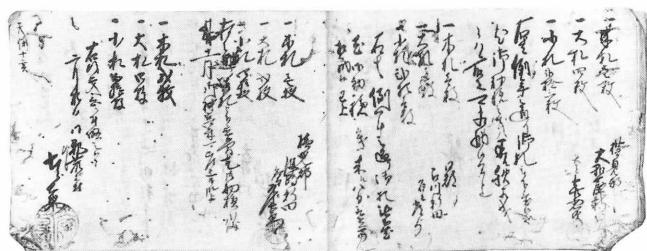
59 天保 3
武藏国一之宮太々講 1191



60 天保 9 武藏国一宮御守配賦帳 891



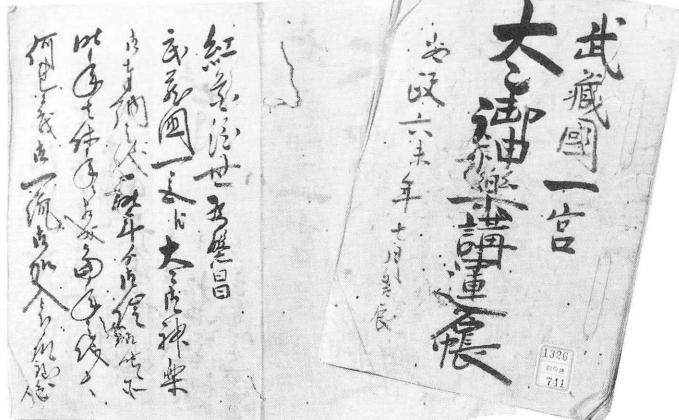
58 文化 2 差上申一札之事（太々神樂講勧方廻村二付）1658



60 天保 9 武藏国一宮御守配賦帳 891



63 安政 6 武藏国一宮太々御神樂講連名帳 741



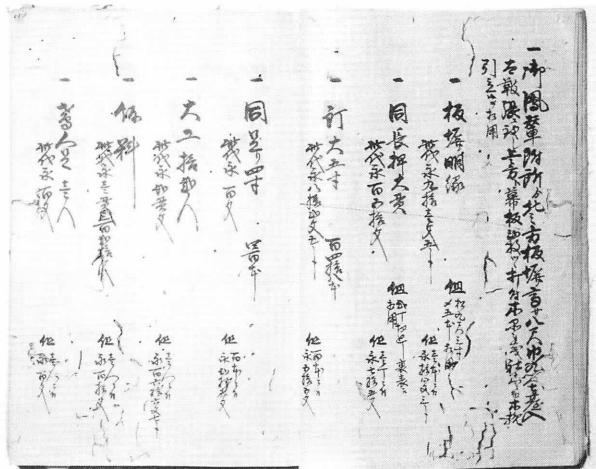
7 明治天皇の行幸と氷川神社

明治天皇の氷川神社への行幸は、明治元年10月28日と同3年10月29日、同11年の北陸・東海巡幸の折りの臨幸と3回行われた。

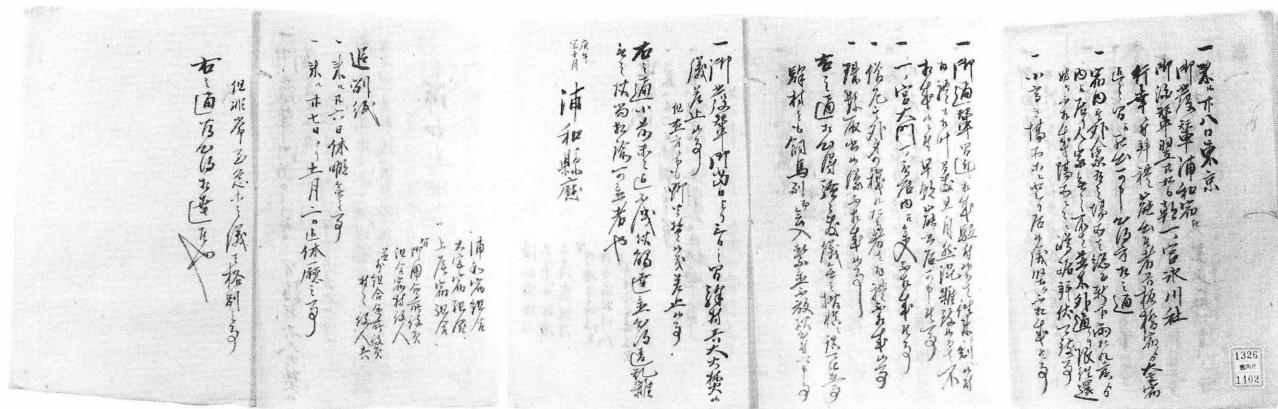
とくに元年の行幸は、鳥羽・伏見の戦に始まる戊辰戦争も一応終息に向かうなかで、明治天皇の東京行幸の際に実施されたものである。

行幸は、10月27日に東京を発ち、中山道を経て浦和宿本陣の星野権兵衛宅に宿泊、翌28日午前に神主岩井伊予宅で小休止のあと参拝し、再び浦和宿に宿泊、翌30日に東京に還御した。

明治政府は、この行幸に先立つ10月17日に氷川神社を勅祭の社とする勅書を出し、新政府の基本的性格である祭政一致の政治方針を行幸という「儀式」を通じて、国民の間に浸透させていったといえる。また、この勅書の発布により、男体社を本社とし他は摂社末社とされ、長年にわたった三社・三神主制は廃止された。氷川神社にとっても新政府にとっても、この行幸は重要な意義をもつものであった。



66 明治元（1867）御行幸御建物御普請仕用帳 458



70 明治3 氷川神社行幸ニ付触達書 1402



71 明治33 武藏国官幣大社氷川神社行幸之図 8186

展示文書目録

番号	年号（西暦）	文書名	文書番号
1 氷川神社の由緒と社格			
1	寛政2 (1790)	武藏国一宮氷川神社宮中絵図面	西角井11130
2	天保7 (1836)	武州一宮社中絵図面	4824
3	明治2 (1868)	氷川神社三宮絵図	4826
4		氷川神社境内絵図	4829
5	天保13 (1842)	武藏国一宮氷川神社由緒書（葵御紋使用二付）	1967
6	安政5 (1858)	氷川神社略記	1375
7	元和3 (1617)	徳川秀忠朱印状	6001
8	寛永13 (1636)	徳川家光朱印状	6002
9	寛文5 (1665)	徳川家綱朱印状	6003
10	宝暦12 (1762)	徳川家治朱印状	6004
2 社領の経営			
11	天正20 (1592)	社領打渡状写（大宮之御神領へ渡候分）	西角井 4010
12	承応3 (1654)	見沼水怒改之覚写	4746
13	元禄8 (1695)	覚（見沼社領流分）	3928
14	元禄12 (1699)	社領三百石配当定書写	1385・4084
15	宝暦12 (1762)	午歳足立群与野領小村田村宗旨人別御改帳	304
16	寛政4 (1792)	武藏国一宮御社領上落合村宗門人別改帳	305
17	天保7 (1836)	下小村田村絵図	5223
18	天保7 (1836)	上落合村絵図	5224
19	天保7 (1836)	新開村絵図	5234
20	天保9 (1838)	差出書上帳（上落合村）	5198
21	天保9 (1838)	差出書上帳（小村田村）	5199
22	天保9 (1838)	差出書上帳（新開村）	5200
23	天保11 (1840)	議定証文之事（村方取締役二付）	4971
3 神職と西角井家			
24	延宝7 (1679)	覚（三神之社格并氷川内記改易二付裁許状写）	西角井 3236
25	宝暦元 (1751)	御裁許状之写	5259
26	天保2 (1831)	儀定一札之事（年番一件二付取極）	4280
27	天保9 (1838)	氷川神社神主継目許状	6984
28	天保13 (1842)	文政五午年儀定年番順之覚	4315
29		年番書上覚	5160
30		年番書上覚	5175
31	弘化3 (1846)	由緒書	4518
32	未	一札（角井家由緒二付）	4524
33		西角井從五位物部忠正家系	1014
34	明治2 (1868)	一宮境内西角井屋敷図	4823
4 祭礼			
35	延宝4 (1676)	神道裁許状	西角井 2328
36	亨保20 (1735)	一宮大祭五節句諸色勘定帳	5280
37		氷川神社祈禱札	4806
38	文政6 (1823)	入置申一札之事（永代太々神樂執行依頼二付）	1703
39	天保5 (1834)	氷川神社年中行事書上	1646
40		年中記録	1479

番号	年号（西暦）	文書名	文書番号
5 造営修復と富突興行			
41	明和元（1764）	富突興行願書（屋根替ニ付十ヶ年間富興行御免願）	西角井 2580
42	寛政5（1793）	境内絵図（修復造営ヶ所書上）	4827
43	文政8（1825）	御奉行所江差上候書付之覚（富突）	29
44	文政9（1826）	仕法書（富突仕法書）	100・101・104
45	文政10（1827）	以書付奉窺候（富興行場所替ニ付）	2615・2705
46	天保3（1832）	差上申一札之事（奉納相撲興行請書）	1750・1751
47		覚（富当り番号）	91
48		口上之覚（修復助成富興行七ヶ年延長願）	2589
49		覚（富突道具明細書上）	2687
50		差上申御請書之事（来七月十一日御興行）	2693
51		富興行場所絵図	2700
52		富札	4806
53	〔文政10（1827）〕	深川法乗院富興行場所絵図	8167
54	〔文政10（1827）〕	本所弁財天富興行執行場所絵図	8166
55		拝殿絵図（再建立願用）	8147
56		武藏国一宮敷石石垣再建立之図	4830
57		武藏国一宮御本社御拝殿再建之図	8143
6 氷川講（太々神楽講）			
58	文化2（1805）	差上申一札之事（太々神楽講勧方廻村ニ付）	西角井 1658
59	天保3（1832）	武藏国一ノ宮太々講	1191
60	天保9（1838）	御守札配賦帳	891
61	天保11（1840）	奉願上口上覚（子供手踊興行願）	1710
62	弘化2（1845）	武州一宮太々御神楽講連名	785
63	安政6（1859）	武藏国一宮太々御神楽講連名帳	741・226
64		武藏国一宮永代太々神楽萬人講神樂料案内（木版）	2178
65		廻書（太々講演説ニ付檀廻先触）	4788
7 明治天皇の行幸と氷川神社			
66	明治元（1867）	御行幸御建物御普請仕用帳	西角井 458
67	明治元（1867）	〔御行幸ニ付普請并取繕入用取調帳〕	533
68	〔明治元（1867）〕	〔行幸ニ付普請覚〕	2440
69	明治3（1869）	行幸之節御糸問御答	966
70	明治3（1869）	氷川神社行幸ニ付触達書	1402
71	明治33（1900）	武藏国官幣大社氷川神社行幸之図	8186・8188

※期間中、一部展示替えします。

※展示にあたっては、青木忠雄氏（大宮市）、大宮市立博物館の協力を得ました。

参考文献

- | | |
|--------------------------|--------------------------|
| 大宮市役所『大宮市史』第3巻中 近世編 1978 | 埼玉県『新編埼玉県史』通史編3 1988 |
| 大宮市『大宮のむかしといま』1980 | 埼玉県『新編埼玉県史』通史編4 1989 |
| 大宮郷土史研究会『氷川神社の歴史と四季』1984 | 沼野 勉『氷川神社』（さきたま文庫21）1990 |
| 埼玉県立文書館『西角井家文書目録』1985 | 大宮市役所『大宮市史』資料編3 1993 |

文 書 館 利 用 案 内

- 開館時間／9：00～17：00
- 休 館 日／月曜日・国民の祝日・休日・毎月末日
 - 年末年始（12月27日～1月5日）
 - 特別整理期間（春秋10日間以内）
- 交通案内／JR京浜東北線・高崎線・宇都宮線：浦和駅西口下車徒歩12分
 - JR埼京線：中浦和駅下車徒歩15分
 - 国際興業バス：県庁裏下車（浦和駅↔大宮駅）徒歩0分

